

# 伝統的資本維持の再評価と I F R S

飯名 皓作

## Revaluation of traditional capital maintenance and IFRS

Kosaku IINA

### Abstract

Throughout this article, I boldly insist on three points below.

- ① IFRS should establish the objective accounting system, which is opposed to the traditional subjective one. For this purpose, we need to reevaluate the assets by objective market price at closing accounts. If there is no market price, it is not asset, such as goodwill. Without recognizing that the traditional accounting goes through the subject theory, there would be no progress on arguments of IFRS.
- ② We have to maintain the traditional calculative system for divisible profit, even in the new accounting system. The reason why the traditional accounting system could exist as a social institution comes from suitability for the structure of society. First, the divisible profit, which is calculated through the accounting, has the compatibility for mutual agreement of stakeholders. Second, the real state of capital maintenance, which has been done through a division of that profit, shows excellent function for financial management. We need to take another look at the capital maintenance of traditional accounting precisely again.
- ③ A state must sets up the professional organization for asset evaluation.

From the viewpoint mentioned above, I try to pursue the fundamental future way of IFRS, throughout my career of study on capital maintenance and educational activities.

### Key-words

revaluation of asset, capital maintenance, divisible profit, disclosure of management, value of business enterprise, IFRS.

## 1. 資本維持研究の基礎

資本維持研究の大いなる基礎は、やはり高校時代に遡ると思われる。両親の計らいで、当時私立成田高等学校の英語の担当をされていた切替 彰先生に、高等学校在学中、個人的にご指導をいただくことになった。このご指導なくしては、その後の大学入学から大学院での研究等、事実的に困難だった事はいうまでもない。当時、使っていただいた書籍は、西尾 孝の英文分析法（図解式英文解釈法）であり<sup>(1)</sup>、その図式による英

文の分解は、analogのdigitalへの変換のごとき新鮮な印象であった。また英作文については、A.W.Medley T.Murai Y.IidaによるTHE NEW ART of ENGLISH COMPOSITION BOOK ONE とTWO<sup>(2)</sup>であり、リーダーとしては、ラフカディオ・ハーンのSTRANGE STORIES（奇談）<sup>(3)</sup>とコナン・ドイルのTHE BOSCOMBE VALLEY MYSTERY AND THE FIVE ORANGE PIPS（ボスコム平の秘密）<sup>(4)</sup>であった。

大学卒業後、公認会計士事務所にて在籍中のことであ

った。先生宅へ病気お見舞いに伺ったが、すでにその時は他界なされていた。先生は、最後の最後まで、「風と共に去りぬ」の原書を病床でお読みになっておられたと奥様から話された。英文学とともに歩まれた人生であったと思われる。

それともうひとつ、高等学校時代では、大学教育を受けるにあたって精神的に大いなる支えとなってくれた先生がおられた。高校2学年次の学級担任の山口滋先生である。先生は、東京教育大学（現、筑波大学）のご出身で、まだお若く、われわれ若人たちの心をよく理解され、学生たちの生き方に大きな方向付けをしていただいた。

大学に向けての大いなる希望をそこに見出したのであり、そこに集まった当時の学生のほとんどが、大学教育を受けることとなった。その先生が、後年私の大学の母校、明治大学の教授になられたことは、奇縁というべきであろう。

大学入学後、英語の担当は、竹澤啓一郎先生であった。先生は当時のメディアでも知られた方である。授業中学生たちがうるさくして、不真面目であると怒られたことがあったが、その授業の最後に、何か質問があるかといわれた際、文章中重要な関係代名詞の役割と、It~that…文の意味の確認をし、かなりほめられたことがあった。

2年次になり、必修であった簿記の授業が始まった。その時の教科書は、かの有名な沼田嘉穂の「簿記教科書」<sup>(5)</sup>であった。後年、簿記についてはことに就職後、完全に理解することになったが、その原動力はその時の成績評価「優」であったのではなかったかと思われる。

4年次になって、会計学の授業を受けることになった。担当は、不破貞春教授である。教科書は「会計理論の基礎」<sup>(6)</sup>であり、いわゆる時価主義会計論であった。後日、現行会計に対する批判的な見方が強くなってゆき、自ら貨幣価値変動会計へと研究対象を求めていくことになる。

当時、経営学部を擁する大学は、国立では神戸大学、私立では明治大学だけであった。その明大経営学部生

みの親である佐々木吉郎先生の授業を受講したのは、4年生になってからであると記憶している。

その講義の骨子は「経営経済の二重性」であったが、当時の我々にとってはただただ聴き入るばかりで、これといって学問的感動を得るところまでには至っていなかったというのが正直なところである。主著としては、経営経済学への道<sup>(7)</sup>、経営経済学総論<sup>(8)</sup>を表わされていた。

この経営学研究の根本理念は、先生のお教えを受け継ぐ方々によって綿々と語られることになる。今村成男先生がそのお一人で、我々大学院修士課程・博士過程を通じて、ことに私にとっては経営財務認識について多くの指導を受けることになり、以後今日に至るまで経営学研究の基礎として、その概念は脈々と生き続けている。

4年生にもなると、今村成男教授の紹介で、将来の経営管理者を募るという中小企業に落ち着くことになった。そこでの直接の指導者は優れた方であり、入社後は経理担当部署に回された。ところが理屈はいえても、簿記の技術は全く役立たず、退社後の夕刻6時から9時まで、3カ月間専門学校で簿記3級の速習コースで学ぶことになった。

簿記はさることながら、毎夕の「現金・預金の締め」と、明日の「資金繰り予定表」の作成には、全く知識がなく、先輩たちに教えを乞うなりしてようやく理解し実行できるまでになった。現在、経営分析で指導している「1部制の資金繰り実績表」<sup>(9)</sup>についての実体験がここにあるのであり、さらに財務管理における運転資本の管理<sup>(10)</sup>についての实地体験もまた、ここでの経験が生かされたといえる。

支払手段としての手形・小切手の実践的なやりとりを行ったのもこの時代であった。これは現在、学生への指導上大いに役立った。手形・小切手の仕訳は、彼等にとっては未経験であるがゆえに、教師に自信がないとなかなか理解されにくいところである。ここでは、俗に言う融通手形なども取扱った。また証憑や伝票制について学んだことも有効だった<sup>(11)</sup>。

会社では、決算までは経験することはできないと知

って、どうしてもそこまで終わる事はできず、一大決心をし、会社を辞め公認会計士の事務所に入った。給料は半分ほどに減ってしまった。

ここでは真剣に簿記の修得に励んだ。主に対象としたのは、青果市場の仲買店の経理指導だった。そこで頼りにできるのは、現金と預金残高だけである。これをもとに毎月の試算表を作り、最後に掛取引を追加計上し、完成させるというものであった。ここで重要な点は、各月末の現実の銀行預金残高と会計上の預金残高を一致させる照合手続きとしての「銀行勘定調整表」<sup>(12)</sup>の作成であった。

事務所の書棚の中に、貨幣価値変動会計という分厚い本があった<sup>(13)</sup>。現行会計制度の何たるかを実務を通じておおよそ理解していたがゆえに、その時点でかなりのインフレーションによる貨幣価値低下の状況を見るにつけ、現行制度と資本維持の関係に、漠然とした不合理を感じはじめていた。

若い時分であったことも手伝って、当初は早く税理士資格を得るための科目免除を考え、母校明治大学の大学院経営学研究科への受験を目指し、会計事務所を退所した。大学卒業後4年以上経過していたため、入試科目の英語・経済学・経営学は新規に勉強し直した。経済学は千種義人教授の経済学入門<sup>(14)</sup>を、経営学は田杉 競教授の経営管理総論<sup>(15)</sup>を通読した。入学後を考え、会計学も太田哲三教授の新稿・会計学<sup>(16)</sup>を学びなおした。こうして受験した経営学修士課程の倍率もかなり高かったようであるが、高順位で入学することができた。

## 2. 修正原価主義会計と資本維持

修士課程入学と同時に所属研究室の決定があり、水越 潔教授の財務論研究室に落ち着いた。この財務論研究室の所属を決めた一つの理由は、財務と会計との分別がつかなかったことにもよる。これまでの自らの経歴が、この研究室を選択させたことになる。先生の主著は証券資本集中論<sup>(17)</sup>であるが、講義の中心は、商法ことに会社計算に関する事項であった。

前述のごとく今村成男先生は、ことに佐々木吉郎先

生の経営経済の二重性を自らの経営学研究に貫徹され、後輩の指導にもそれがよく表わされていたお一人であった。主要な著書は、経営学概論<sup>(18)</sup>である。先生は、ことに経営における経営財務の機能についてはご自身も大いに興味を持たれていたと思われるが、われわれ少人数の指導の際にはよくテーマに出され講義された。経営における財務機能を誤認識されると、この研究科自体が思わぬ方向に向かってしまうという恐れを持っておられたのかもしれない。財務は、経営において時に経営管理にとって変わってしまう程の強力な、そして特異な性格をもつものであり、その機能認識の甘さは財務の研究を経営管理と同一視したり、金融論と同列に置いてしまったり、さらには資金調達技術論に走らせてしまうという危険性を持っていたからである。

ことに経営の基本的機能としての購買・生産・販売・財務と、それら肉体的機能をコントロールする管理（精神的機能）を合わせた主要機能と、それとは対立する外部環境としての供給市場・販売市場・金融市場との関わりは、われわれのその後の経営研究のための、大いなる基礎を示されたのであった<sup>(19)</sup>。

修士課程入学当初は、それまでの環境とは一変し、あまりに自由な時間が多かったので、この際は時間を有効に利用しようと教職課程の高等学校商業科1級免許を目指し履修することとした。ところが、この課程の、ことに「教育原理」の三木寿夫教授の授業は、これまでとは全く異なって非常に厳しいものであった。先生の用いられた教科書は「教師よどこへ」<sup>(20)</sup>である。

その主旨は、わが国は日本国憲法という諸外国には例を見ない優れた法体系を持っている。その精神にそぐわない生活信条を持つ学生は、教壇には立たせないというものである。授業中、小テストが何度も行われ、誤字等があると年度途中で出講停止の措置が取られた。

要は、憲法の趣旨が身につけていないのである。文字通り、人間の行動様式が変わらねば、単位はもらえなかった。学生は必死になってそれを追求し、自らの殻を打ち破る必要に迫られるのである。1年、2年と時間が経つにつれ、その殻が1カ所から破れ始める。すると一気に、次から次へと正解が見えはじめるので

ある。それは私にとっては劇的であった。あらゆる疑念は、ことごとく解明された。

この過程を経て、初めてこの世に生を受けた幸せを噛み締めることが出来たし、先人の残した叡智に驚愕するとともに、感謝の念を抱かざるを得なかった。どうしても教育の道へ進みたいと考えたのである。

厳しい教育であった。教育原理の単位が取れぬまま、修士課程は終了してしまった。明治大学修士課程では、一貫して「貨幣価値変動会計」を研究した。その根本的な動機は、会計計算上、各数値の貨幣価値がそれぞれ異なっていてよいはずがないという一点である。修士論文は「会計諸数値に与える貨幣価値の変動」であった。

木村重義教授は、当時から現行制度会計の中心目的は分配可能利益の算定であり、インフレーションに制度が対応しないのは致命的な欠陥であるとして、その修正については、期末資本金から一般的物価水準の変動分のみ控除・修正することで修正は図られうると述べられていた<sup>(21)</sup>。

この点については、修士論文の最終審査の段階で、木村先生と議論をしたが、経営状況の表示面で簡便すぎると主張し、認められた。かくて明治大学経営学研究科修士課程は、幸いにも首席で卒業することができた。

会計事務所を退所した最大の目的は、早く税理士資格を取ることであった。そこで再び租税法免除を受けるため、拓殖大学大学院商学研究科へ入学することとなった。たしか、入学試験は入学の動機についての論述と、英語については損益分岐点分析について英語で論述せよというものであったと記憶している。

1年次の前期は、まだ前記教職課程での「教育実習」も残っており、両大学を行ったり来たりであった。大学院での指導教授は三代川正一教授であった。

そうしているうちに、明治大学大学院の先輩から、一緒に米国へ渡航してみないかという誘いを受け、一考の後受諾し、準備に入った。

教育実習で現実に教壇に立ってみると、これまで受けてきた教育原理は、もの見事に学生たちに作用し

た。自分がすでに28歳になっていたせいもあるだろうが、学生たちの動きは手に取るように理解することができた。不思議なほどである。自分もできるだけことはした。放課後は、部活の学生達と一緒に運動もした。教員仲間には、かなり迷惑をかけたかもしれないが、学生たちからは大いに評価されたことが嬉しく、また大きな自信につながった。

一方、8月には米国渡航が決まっていたので、それに対する準備も着々と進めていた。まず英会話の訓練であった。当時は、田崎清忠の会話<sup>(22)</sup>が、NHKテレビで放映され、それも3カ月速習の過程を丹念に受講し、国内でも外国人と話をしてみたがなんとかいけそうだというところまでになった。教育実習は、無事3週間のスケジュールを終え、いよいよ羽田から出発ことになった。

機内でも外国人と話したが、なんとか通じた。初めて外国地として着陸したのは給油のためのウエイキ島であり、その後フラガールによって迎えられたのが、ハワイ・ホノルルであった。入国審査での会話も非常にスムーズにいった。さらに大陸に向かっての飛行の後、ロサンゼルス空港に着いた。

確か最初に泊まったホテルは、メイ・フラワーである。果物は美味しく、従業員が大変暖かい人柄であったのが印象に残った。数日後から、アパートに入ることになった。1ドル360円の時代ゆえ、生活は厳しかった。そこで、英会話を学びたく、情報を頼りに地域の成人学校に通うことになった。この学校は主に移民のための語学学校で、料金はかからなかった。

さらにアパート代を節約すべく、ある家庭にschool boyとして入居することになった。獣医のDr.KaselとMrs. Kaselの家庭であった。28歳の身としては、当初は外国人家庭に入り生活することには、かなりの心的負担もあったが、それが後に文化の相違を理解するための大きな経験となり、また外国語を学ぶ際の基礎ともいべきものを体験することとなった。

昼間は成人学校で学んだが、ことに各国からの学生が集まっていたので、その面でも学ぶことが多かった。夜間は、Kasel家の一員として、外国語での生活を体験



し、外国の風習も学んだ。そして年を越した3月末をもって、母の要請もあり帰国した。途中旅行したサンフランシスコ・シアトル・バンクーバー・ホノルルも楽しい思い出となった。

1970年4月より、拓殖大学商学研究科修士課程は再出発となった。この2年間、専攻の三代川正一教授の租税法<sup>(23)</sup>を中心として、高宮 晋教授の経営学<sup>(24)</sup>、会計については片野一郎教授の貨幣価値変動会計<sup>(25)</sup>を、外書購読<sup>(26)</sup>について三代川正次教授のご指導を得た。

特に注意を払って受講させていただいたのは、片野一郎教授の会計学であった。貨幣価値変動会計についての膨大な歴史的経緯について知る事はできたが、しかしその本質については、ことにアカウンタビリティ・アカウンティング (accountability accounting) を強調されていた。つまり、貨幣価値変動事態に対応した、株主・債権者に対する会計責任の報告としての会計の重要性の強調である。もともと会計は、結果を説明する (account for) という基本的な任務を負っている<sup>(27)</sup> ところからすれば、その重要性は否定すべくもない。しかし、インフレ収束時点での会計機能については詳細な説明はなされなかった。これが後に、明治大学大学院経営学研究科博士課程に戻る1つの大きな理由となっている。

主専攻としての租税法については、最終的に修士論文「基本的人権保障と租税法律主義」として、それは国民的義務であり、それに対する権利としての基本的人権はいかなる対応関係を持つべきなのか、を問うものであった。かくて商学修士課程は、この論文の承認によって終了した。

### 3. 伝統的会計と名目資本維持再考

学問としての経営と会計が分離してなされるのはある意味で当然のことであるとして、しかしこの両者の統一のないし相互関連的取り扱いが正確になされていないとみるのは偏見であろうか。つまり、経営における財務機能と会計機能の区別である。それは経営における財務と会計機能ないしは管理機能との相互関係の不明確さからくる。

今村成男は、経営経済の機能について、<経営経済学もしくは経営学が対象とするところの経営経済は…資本主義経済の構成部分をなす経済単位体として、資本主義経済の運動法則によって必然的な制約を受けるものではあるが、なお1個の独立した有機体の如く、経済の全体的な運動の中で自己の独立的な意思的行動を行って生きて行くものである。…><sup>(28)</sup> として、主要機能 (管理・購買・生産・販売・財務) をもつ経営を、供給市場、金融市場、販売市場に取り囲まれて活動する図を示している。

しかしこの図には、どこにも「会計」は示されていない。今村はこの点に関連して、<基本的な諸機能は、その中にいくつかの部分的機能を含んでおり、部分的機能をさらに分析すれば具体的な人間の作業、すなわち、シェーファー (Erich Schäfer) の表現を借りるならば要素過程 (Elementarvorgang) にまで分解することができる。…そこには、基本的機能、部分的機能、技術的要素過程という一つの段階的秩序が見られることになる。><sup>(29)</sup> と述べられている。さらに「会計」については、<経営経済の全過程は、技術的に見れば複雑多岐な内容の諸過程の集まりであって、これを統一的な表示の仕方では総合することはできない。しかし価格的な過程として見れば、その全過程を貨幣単位に基づいて総合的に表示することが可能となる。経営経済の全活動過程に対する、このような統一的な把握が可能でないとする、経営経済の全体的な計画は不可能であり、したがってまた、その活動の結果を評価し比較し、コントロールすることもできない。経営経済という複雑な内部構造を持った経済が、統一性と独立性を持った一つの意思経済たり得るのは、このような管理が一応、現実に可能だからである。しかし、経営経済の過程を価格的な過程として、ひとつの映像に描き出すことができるためには、その過程のさまざまな事象を計数的に表示できるような計算技術がなければならない。この技術が会計技術である。会計は経営経済にとって映像 (Spiegelbild) と呼ばれるのは、この意味においてである。><sup>(30)</sup> としている。

そこで、上述の経営と会計との関係を図で示せば、

購買・生産・販売・財務という経営の基本的機能を統括する管理を頂上においた四角錐と対立する「会計」を想定しうる<sup>(31)</sup>。会計は、これら経営活動についての価格的活動を財務諸表の形式を用いて表示することになり、その数値を「管理」は自らのコントロールに利用しているのである。この場合、財務はもちろん「経営給付の流れ」とは対立する「貨幣の流れ」を担当するのではあるが、それは単なる「貨幣」ではなく、「貨幣資本」である。〈…経営財務活動は、現象的には貨幣取扱いの活動であり、貨幣の収入と支出に関する活動であるけれども、本質的に見れば、資本運動の一環をなす活動である。すなわち、種々の源泉から貨幣資本を調達し、これを種々の価値増殖上の機能に対して運用するということである。換言すれば、経営経済の活動が円滑に行われうるために、経営経済の活動が要求する貨幣資本需要とその供給とを、適合させるという機能を果たすのが経営財務活動である。いわば、給付の流れを可能にするために、それに適合した貨幣の流れを形成する活動だといえる。〉<sup>(32)</sup>。〈また、購買・生産・販売・財務の各活動は個別的・独立的になされるところから、それによる貨幣の流れは必ずしも澁みのないものとはならず、それに柔軟性ないし弾力性を与えるものは、経営財務の外部的対立関係つまり金融市場との対応に基づく貨幣取引である。この対立関係は、経営財務に対し他の機能との比較上特殊な性格を与えることとなるのである。〉<sup>(33)</sup>。

以上を要約するに、「会計」は経営諸事象の貨幣計数的映像をつうじ経営全体に対立関係もち、「管理」は基本的機能としての購買・生産・販売・財務に対立する。さらに「財務」は、経営給付過程の貨幣的映像をつうじ、内部的には給付過程に対立するとともに、外部的には金融市場に対立することとなる。

何故、これほどまでに「会計」の立ち位置を明確化しなければならないかは、この先のべる会計と資本維持との関わりを、誤りないように記述するためである。つまり、資本維持は財務活動であり、会計はそのための手段であるにすぎないからである。少なくとも、会計は経営における資本維持機能を果たすと見るのは誤り

であって、会計はその際の計算手段に過ぎないのである。その計算手段としての会計が、いかに資本維持のために合理性を持つとしても、それで経営の資本維持が合理的になされるという保証はないからである。

しからば、会計とはそもそもどのようなものであり、つまりどう定義され、またどのような機能のものとして捉えられるべきであろうか。木村重義は、〈会計は、経営活動についての貨幣額による計算・記録・表示の体系である。〉<sup>(34)</sup>と述べている。また会計について考えるときに、それがどのような計算・記録・表示の方法なのであるか、またそれは現代社会においてどのような機能をもつのであるかを明らかにしなければ、われわれは会計についての理解を深めたとはいえない。会計の方法は機能を、そして機能は方法を相互に規定するとし、それで会計について最も基本的な考察はその機能論であるとしてつぎのように述べている。〈1. 財産管理の手段、2. 財産管理責任の表明、3. 経営状況の報告、4. 経営管理の手段、5. 分配可能利益の算定〉<sup>(35)</sup>であると。この場合、1. と4. は明らかに管理会計の場合であるとして、2. 3. 5. についても時にそれが管理のために用いられ、役立つ場合は管理会計といえるが、それらは財務会計に殊に重要な機能であることはいうまでもない。

〈…インフレーション会計といえば、多くの場合、インフレーション下の企業資本維持計算として理解されている。だが、インフレーション会計それ自体の持つ本質論的課題は、あくまで計算貨幣の尺度異質性を匡正するという問題、いいかえれば、貨幣価値修正計算ないし安定価値計算という問題であって、資本維持問題は本質上これとは別個の範疇に属する。…〉<sup>(36)</sup>とされる。さらに〈貨幣価値の変動がもたらす会計と経営との矛盾は、インフレーションの場合にもデフレーションの場合にも、それぞれ及ぼす影響を逆にして現れてくるが、実際に貨幣価値変動が会計と経営に破壊的矛盾をもたらすのは、インフレーションの場合である。なんとなれば、インフレーションは往々にして貨幣の価値を零化するほどの底知れぬ進展を見ることがあるからである。〉<sup>(37)</sup>。さらに何故、かなりのインフ

レーションが生じたときに、「貨幣価値変動会計」が考慮されるかについては、個別物価変動より、一般物価水準の変動つまり貨幣価値の一般的変動の方に国民経済的関心が高まるからであろう。

では、貨幣価値変動会計の具体的構造はどのようなか。貨幣価値修正の対象をどこに求めるかにより、I. 財務表修正法 (A.貸借対照表修正法 B.貸借対照表・損益計算書修正法) と、II. 元帳記録修正法がある。さらに具体的には、貨幣価値修正尺度を何に求めるべきか、また貨幣価値統一の基点を過去のある時点に統一するか、または期末現在の価値に統一するかの方法をとらなければならない。どの方法を用いるかにもよるが、かなりの手数を要することは事実である。しかし第一次世界大戦後、第二次大戦後の各国において、インフレーションに対応して相応の努力が払われてきたことを知るのである<sup>(38)</sup>。

なお片野一郎は、安定価値会計における計算原理について次のような仮説例を示している。まず、「原価基準評価」であるが、仮に貨幣価値100の時、建物100,000円、負債40,000円、資本金60,000円の貸借対照表があったとし、貨幣価値が50に低落したとした場合の修正計算としては、(1) 建物価値の修正  $100,000円 \div (\frac{50}{100}) = 200,000円$  (2) 資本金の修正  $60,000円 \div (\frac{50}{100}) = 120,000円$  となる。

そこでこの修正計算の結果は仕訳として

(1)	建 物	100,000	価値修正	100,000
(2)	価値修正	60,000	資本金	60,000

この場合の、価値修正勘定の貸方差額40,000円の残高は、負債に生じた貨幣価値変動費40,000円 (負債名目額  $40,000円 \div (\frac{50}{100}) = 負債修正額80,000円$  修正額  $80,000円 - 名目額 40,000円 = 貨幣価値低落益40,000円$ ) である。よってこの残高40,000円は貨幣価値変動益として計上しなければならない。

価値修正	40,000	貨幣価値変動益	40,000 <sup>(39)</sup>
------	--------	---------	------------------------

つぎに「時価基準評価」については、前例にもとづいてつぎのように説明されている。

貨幣価値変動期における各個財貨の市価変動は、財

自体の側における需要供給関係と貨幣の側における価値変動の影響との錯綜した結果として現れる。

貨幣価値変動分にかかわる修正原価の算出は、前記と同様 (名目原価 ÷ 貨幣価値変動率 = 修正原価) である。そこでこの場合は、市価を基準とした時価額からこの修正原価を差し引くことになる。

$$\text{時価} - \text{修正原価} = \text{評価損益}$$

したがって時価評価からおこる修正記入としては、次のようになる。

建 物	150,000	価値修正	100,000
		増価剰余金	50,000

かくして、上例における貨幣価値変動のみ修正した貸借対照表は、借方、建物200,000円、貸方、負債40,000円、資本金120,000円、貨幣価値40,000円となるのに対し、建物を時価評価した場合の貸借対照表は、借方、建物250,000円、貸方、負債40,000円、資本金120,000円、貨幣価値変動益40,000円、増加剰余金50,000円となる。<sup>(40)</sup>

周知のとおり、第2次大戦後のわが国は、戦後5年間にわたり、卸売物価指数・小売物価指数ともに100倍程の急増を経験した<sup>(41)</sup>。そこで法制度として採られた会計措置が、いわゆる「資産再評価法」である<sup>(42)</sup>。

この法律は、<…戦後の異常なインフレーションのため、帳簿価額と時価との乖離が大きく、帳簿価額に基づく減価償却によっては投下資本の回収・維持は不可能であるという認識に基づいて、企業の有する資産の再評価を行うことによって、適正な減価償却と資産の譲渡益に対する課税を合理的なものとするを目的として制定された。><sup>(43)</sup> ものである。この法律に基づいて、第1次・第2次・第3次の再評価がなされた。第1次再評価においては株式と固定資産が、第2次再評価及び第3次再評価においては固定資産がその対象であった。これら資産再評価法に基づく再評価は任意であったが、再評価により生じた再評価差額については6%の再評価税が課された。

なお、資産再評価と資本組み入れの促進を図るため、一定規模以上の会社を対象に、「資本充実法」<sup>(44)</sup> 1954年、法律第142号が制定され、再評価が強制された。なお同法は、1967年に廃止となった。またこれらの法律と並行



して、1951年には、いわゆる「資本組入法」<sup>(45)</sup>（「株式会社再評価積立金の資本組み入れに関する法律」）が制定され、1973年に廃止された。

ところで、<経理操作としての再評価は、(1) 各固定資産の再評価額を算定し、再評価差額 = 再評価積立金を計上すること、(2) 再評価資産が減価償却資産の場合には、当該減価償却資産の再評価額に基づいて増額された減価償却費を計上すること、および (3) 計上された再評価差額（再評価積立金）を無償交付株の発行と同時に株式資本に組み入れること、という3段階に分けられる。><sup>(46)</sup> ことになるのであるが、ここで注意されるべきは、前記片野の仮設例からも明らかなように、この際は、資産ごとに固定資産が再評価の中心的評価対象とされ、資本に対する再評価は行われていないため、負債についての評価はいささかも存在していない点である。

したがって、<…かつて資産再評価論議の中での債務者利潤問題は、たいしたウエイトがおかれなかったようにみうける。その種々の要因も考えられるが、その中でも債権にかかわる法制度上の制約も、いやその法的制約が存するがゆえに経営経済の事実として貨幣価値低落において債務者利潤を発生せしめることが、認められねばならない。><sup>(47)</sup>。

資産再評価による経営状況表示の改善という面についても、大いに不足な面は指摘せざるをえないが、木村重義は、制度会計における経営状況表示機能はもとより副次的であることを前提として、分配可能利益を中心視座として、インフレーションからくる架空利益による弊害の排除方法として、つぎのような提案をしている。<…いま、きわめて単純な仮設例をもってみるなら、資本金2,000万円（以下、単位：万円の呼称を省略して書く）で営業を開始した商人が、この全資金で商品を仕入れ、それを4,000で販売しつくした場合、そして営業費900を支払ったとして、インフレーションの状況があれば、その残り1,300が真の営業利益であるということではない。この場合の現行方法による決算財務諸表は次のように略式表示されるであろう。

売上原価	2,000	売上高	4,200
営業費	900		
当期純利益	1,300		
	<u>4,200</u>		<u>4,200</u>

現金	3,300	資本金	2,000
		当期純利益	1,300
	<u>3,300</u>		<u>3,300</u>

もし開業当時とこの決算時との間に、少し極端な例であるが、この際適用する物価指数が100から150へ上昇したと見られたとすれば、上に示す貸借対照表の計数に（借方）当期純利益 1,000 （貸方）資本金 1,000 という修正を加えることが、筆者の提案するインフレ会計の分配可能利益金過大計上額修正、同時に資本維持の方法である。資本維持は「資本金」を3,000で、分配可能利益金額は300で制度会計的に処理することを意図する…><sup>(48)</sup>。

前記、片野論によるインフレーション対応法は、資産の再評価、資本の再評価を通じて、負債の再評価によって生ずる「債務者利潤」を計算することによって、資産・負債の表示改善と、減価償却の適切性を確保しようとするものであった。

木村論では、当初より制度会計の本質的機能は分配可能利益の算定にあるとして、経営状況の表示改善には重点を置かないとする立場から、資産と負債の差額としての「資本額」そのものに対して再評価をすることを通じて、資本の再評価差額を計上することによって、「当期純利益」額そのものを減額修正し、もって経理の正常化を図ろうとするものである。

一方、資産再評価論においてとられた措置は、資産ごとに減価償却資産について再評価をなし、もって減価償却費の実質的増加を通じての、インフレーションによる「資本食い潰し」を排除性とするものであった。

この際、再評価差額について6%の再評価税が課されたことは、インフレーションによる企業会計の影響は単に、資産のみに生ずるのでないことを証明してい



る。再評価差額の利益性は、むしろ債務者利潤に求められるであろう。なんとすれば、一般物価指数に応じた資産の再評価利益性を求めるのは、計算論理的ではないからである。これらは、実務上の観点からとられた、最大公約数的な措置であったと考えられる。

木村重義は、<…時価主義会計体系は、そのままインフレ会計の方法として、適用されると筆者自身は考えている。つまり、インフレ下の営利経営の状況は、インフレは特に問題にならない経済性現象の中にあるばあいの経営状況と同じ原理の時価主義会計によって把握・報告されうると考えるのである。><sup>(49)</sup>とされ、時価主義会計は、インフレ会計を兼ねることを示している。一般に、<資本維持は会社の独立採算経営の根本問題である。それは損益計算を通じて果たされるが、その場合の期間使用の評価はどうかされるかによって、すなわちそこで維持されるべき資本内容により、①名目資本維持説、②実質資本維持説、③実体資本維持説などの諸説が見られる。><sup>(50)</sup>とされている。つまり原価主義会計は、名目資本を維持するとされることから、時価主義的発想からは、大いに批判の対象となってきた<sup>(51)</sup>。

これらの状況を踏まえつつ、葛村剛雄は、これら諸状況について次のように説明している。<…一般に、資本維持計算は、①名目的投下資本の回収維持計算、②実質的投下資本の回収維持計算、③実体的投下資本の回収維持計算に分類され、それぞれに応じて、損益計算は、①原価主義会計、②一般物価水準変動会計、および③個別物価変動会計に類型化される。><sup>(52)</sup>とされた上で、<…投下資本の回収計算の意味での資本維持計算は、本質的に企業活動の継続を前提とした概念であり、その限りで①の名目的投下資本の回収維持計算は無意味ではないかということになる。…原価主義会計は名目的投下資本の回収維持計算であるという場合、その真の意味は、名目的投下資本の回収維持計算を目的とした会計が原価主義会計であるということではなく、原価主義会計を資本維持計算の面から見れば、名目的投下資本の回収計算としての機能しか認められ

ないということである。しかし、企業の継続を前提とする限り、そのような資本維持計算は現実性のないものである。…つまり、現行会計制度の原価主義会計が分配可能利益計算として機能しているのは、企業サイドからの資本維持計算の結果としてではなく、分配を受ける利害関係者サイドからの利害調整を前提として成立しているということである。…名目的貸借決済制度にもとづく現在の経済社会のしくみのもとで、納税や配当等の基礎価額となる分配可能な利益額としては、原価主義会計に基づく利益が最も適合性があるということである。><sup>(53)</sup>と述べられている。

#### 4. IFRSと伝統的資本維持

IFRSを論ずるにあたって、なぜ多くの研究者たちが「分配可能利益問題」に大きく関わるのであろうか。上場会社など大企業が、資本市場を通じて経済全体に大きな影響を持つようになるにつれ、いっそう経営状況表示のための方策にその関心が寄せられてしかるべきであろう。それにもかかわらず、分配可能利益算定に大きな関心を寄せるのは、経営上の問題、より具体的には経営財務上、つまりは資本管理上の要請によるものと考えられるのである。つまりは、資本維持という経営サイドからの本質的要請からもたらされるものである。

桜井久勝は、「財務会計のイノベーションの回顧と展望」と題して、次のような論考を示している<sup>(54)</sup>。その中心となる項目は、財務報告の目的、資産負債アプローチ、公正価値評価の拡大、オンバランス項目の拡大、についてである。

財務報告の目的では、会計理論を生成するアプローチに関して、1960年代のアメリカでひとつの大きな変化が生じたとして、アメリカ会計学会の『基礎的会計理論』(AAA [1966])を取り上げられ、その変化は、真実利益を機能的に探求しようとするアプローチから、意思決定のための有用な情報提供を理念とするアプローチへの変遷であった点を指摘している。<かつて財務報告の目的として重視されてきたのは、経営者・株主・債権者を中心とする企業関係者が合意でき、それ

らの関係者の利害調整に役立つ真実利益を測定し伝達することであった。この目的は、配当制限・課税所得計算・政府規制などの基礎として、中小企業を中心として重要性を持ち続けている。しかし上場会社などの大企業が、資本市場を通じて経済全体に大きな影響を持つようになるにつれ、投資家保護を通じた資本市場の機能促進による経済発展が重視され、投資意思決定のための有用な情報の提供が、財務報告の主目的として位置づけられるようになった。このような財務報告の目的規定は、世界の主要な会計基準である国際基準・米国基準・日本基準に共通している。> <sup>(55)</sup> と。

続いて桜井は、投資意思決定のための有用性の具体的な意味内容は株式の根源的価値の推定に役立つことであるとして、その評価モデルとして「残余利益モデル」を用いて以下の考察を行っている。残余利益モデルを用いて株式の根源的価値を推定するためには、現時点の資本の帳簿価額BV、損益計算書に基づいて予想する将来の各期の会計利益A、そして資本コストとしての割引率Rの3つの財務データが必要であり、その際利益Aと割引率Rと資本BVが每期一定と仮定すれば

$$\text{企業価値} = \text{資本}BV_0 + \frac{\text{利益}A - \text{資本}BV_0 \times \text{資本コスト}R}{\text{資本コスト}}$$

として単純化できる。そして現時点の自己資本を500、将来の予測利益を45、割引率とする自己資本コストを6%とすると、企業価値は750であるとしている<sup>(56)</sup>。<公正価値会計が導入された場合の企業の自己資本は、株主資本と時価評価差額金から構成される純資産であり、設例では600と算定される。他方、包括利益の予想額は45とするのが最も合理的であろう。なぜならば、「その他の包括利益」に属する項目は、いずれも期中の時価変動額であり、多くの財貨市場は近似的に効率的市場であるから、将来の時価変動額の期待値はゼロと考えることができる。このとき現時点の純資産600と、予想される包括利益45を基礎とした企業価値は、図表2が算定するとおり750となり、図表1の場合と等しい。純資産額が500から600へと増加したのと同額だけ、残余利益の現在価値が減少した結果、企業価値の評価額は変化しない。すなわち、公正価値評価を導入しても、

その他の包括利益の期待値がゼロである限り、残余利益モデルから算定される株式の根源的価値は影響を受けず、また当期純利益は依然としてその情報価値を失わないのである。> <sup>(57)</sup>。

ここで重要な点は、残余利益モデルは、クリーン・サープラス関係という制約を満たすものでなければならない。そこで包括利益ではなく、当期純利益を用いなければならないように思えるが、その他包括利益の期待値はゼロであるところから、その企業価値は、いずれを用いても750になるとされている<sup>(58)</sup>。

つぎに、オンバランス項目拡大の影響を考察している。近年の、ファイナンス・リース取引やオペレーティング・リース取引、はたまた特許権や商標権への研究開発やブランドなどの無形項目のオンバランス化が、重要な研究課題とされてきているのであるが、<…ここでは、そのような延長線上にある究極の項目として、自己創設のれんを考える。図表2に関して算定されている残余利益の現在価値150は、純資産の時価評価差額を考慮したうえでなお存続する超過収益力である。そこで、これを自己創設のれんとしてオンバランス化して、その評価額を純資産に追加すれば、図表3の貸借対照表が得られる。このようにして貸借対照表上に自己創設のれんの存在が明示されると、将来期間の利益に関する投資者の予想は、変化するかもしれない。しかしこの企業に超過収益力が存在することは、前掲の図表2のケースでも、ROEが資本コストの6%を上回って7.5%に達していたことにより、投資者の利益予想にすでに織り込まれていたと考えられる。したがって自己創設のれんをオンバランス化しても予想利益が変化しない可能性が高い。この時企業価値は、図表3に示したように750と算定される。超過収益力のオンバランス化により純資産額が増加するが、残余利益がゼロになる結果、企業価値の評価額は変化しない。すなわち、自己創設のれんの評価額をオンバランス化して純資産に参入しても、将来の予想利益が変わらない限り、残余利益モデルから算定される株式の根源的価値は影響を受けない…> <sup>(59)</sup>。

つまり、公正価値評価の導入に伴う評価差額100の計

上についても（図表2）、またオンバランス項目の拡大に伴うのれん150の計上についても（図表3）、それによって企業価値評価額750には何ら影響しないであろうということである。

これら一連の仮説例を通じての計算結果は、伝統的会計制度による財政状態の表示を通じても、投資家は十分に企業価値を把握することができることを意味している。

上記、櫻井の論考は、大きな示唆を与えてくれる。しかし、さらに注意を要するのは、図表1・図表2・図表3で示される資産額は、それぞれ700、800、950へと、純資産額も500、600、750へといっそう客観価値に近づいており、さらにROEも9% 7.5%、6%へと変化し、経営比較分析の面でその経営表示機能が向上していることである。

以上を要するに、1. 伝統的会計によって算定されてきた「分配可能利益額」は、利害関係者間に不満足なく報告されてきた点。2. 伝統的会計においても、投資家ないし分析者は、合理的にその経営の「企業価値」を把握し利用していたという点。3. その経営も自らの正しい「企業価値」を知り、算出された分配可能利益を知った上で合理的な「利益分配」を通じた、実体に即した「資本維持」が図れたということである。但し、経営状況の表示面では、いっそうの客観的表示が求められるという点である。

2014年7月31日に企業会計基準委員会（ASBJ）から「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）」いわゆるJMIS案が公表されたのであるが、これについては各方面からの様々な意見がなされている。

辻山栄子は、それら各種意見の定まらない状況について、つぎのように述べている。<…そもそも議論の前提となる根本的な対立点を明らかにしないまま個々の基準ごとに矛盾点を指摘しても、不毛な議論が続くだけである。IASBが発足した2001年以來の長い間の会計基準をめぐる国際的な論争の根源は、実はその点にあったといっても過言ではない。><sup>(60)</sup>とし、自らの描く企業会計の2つの対立するモデルを示している<sup>(61)</sup>。

それによれば、その第1は、現在のキャッシュ・フローにもとづく利益計算をなすタイプであり、それに将来の配当・利益というキャッシュ・フローを加味した、第2の株主資本の現在価値を求めるいわば金融投資家の視点を中心としたモデルであるとしている。この場合、株主資本の現在価値は<企業が保有する純資産の時価とのれん価値（将来超過利益の現在価値）の合計額として算定される。しかしそのうち後者ののれん価値を正確に見積もることは至難の業であるため、少なくとも企業が現在保有する有形無形の資産負債の市場価値に関する情報を提供する方が、投資家にとってより有用な情報の提供になるという見解を支持する研究者も、近年では少なくない。><sup>(62)</sup>とされるのであるが、しかしこの見解は、第1の現在のキャッシュ・フローに現在の利益計算をするタイプとは会計情報の本質上、全く性格を異にするものであるとされている。

筆者は、この両者は本質的に性格を異にする、ないしはすべき立ち位置にあるものと考えている。しかし、すでに述べきたように、伝統的会計による資本維持体制は、経営的な要請から今後も維持されなければならないはずの性格のものである。この機能が失われることは経営機能の崩壊を招くことであり、またそれは日本基準が当期純利益を重視し続ける大きな理由であると見なければならない。

さりとて、それだけでは従来と何ら変哲のない会計体制であり、そこに追加的に求められるものは、資産・負債の客観的表示体制の構築である。それは伝統的会計由来の主観的価値としての資産・負債評価ではなく、客観的価値としての評価でなければならない。その場合の時価は、経営状況表示を中心的目的とする観点から、購入市場価格<sup>(63)</sup>とすべきであろう。付言すれば、この際<…分配可能利益については、その年度確定額の一金額だけが公表されればよいので、経営状況についての財務諸表報告は時価主義によるもの一本でよい。><sup>(64)</sup>とすべきである。

辻山は、前出、[図] 企業会計をめぐる2つのモデルについて、つぎのような説明をしている。重要な点であるので、ここに示し要点を吟味したい。<…今日では、



資本市場の発達とともに企業活動から生み出されると予想される将来のキャッシュフロー（あるいは利益）の見積データ（図の②）に基づいて計算される現在のストックの価値（図の③）を直接取引する金融セクターの存在が日増しに大きくなっている。その結果、そのようなストックの価値の変動を直接利益と捉える立場の投資家が増加している。プライベートエクイティに代表されるような、企業価値を直接売買して富を得ようとする投資家、あるいは短期の投資家の立場からみると、現在の富の創出活動、つまり実体経済における財やサービスのようなフローの動き（図の①）に関する情報ではなく、図の③をより直截に示す情報のほうが有用性が高いことになる。その結果、会計情報は可能な限り③に焦点を当てて再構築する必要があり、従来型の損益法ないし動態論に基づく利益計算は根本的に間違っているという主張につながる。このような見解の代表例としては、アナリストの国際団体であるCFA協会から2007年に公表された「包括財務報告モデル」がある。そしてIASBの前議長はこのモデルに対する支持を早くから公式に表明していた。><sup>(65)</sup>とのべられている。図の③で示されているストックの価値を直接取引する金融センターの存在が日増しに大きくなっていることは了解されるし、それであるからこそ③によって示されるストック価値が重視されてくることは了解できるが、果たしてその会計は何によって導かれるかは、従来から用いられている「簿記」による事は誤りのないところであろう。そうであるなら、そのストック概念は、フローからもたらされることを否定するわけにはいかない。

文中ことに重要な表現は、従来型の損益法ないし動態論に基づく利益計算は根本的に間違っているという主張である。従来型ないし伝統的会計が、損益法ないし動態論に基づく利益計算をしていたとみることが、事態を見誤らせることに通ずる。伝統的会計は、資産・負債の動きによる、つまりフローによって利益計算がなされているのであり、その意味で、損益法ないし動態論が、急に資産・負債アプローチに転換されたとみる考えは根本的に誤りである。

資産・負債の動きが利益を決する体制は従来通りであって、しかし、そこでの「資産評価方法の差異」こそが本質的に重要な変革点であるとみなければ、この混乱した状況を整理することはできない。主観的資産評価から、客観的資産評価への変換でなければならないのである。

ところが、本来この「経営状況の表示」が主目的となるべきIFRSが、それに徹する原理によって貫かれていないのはなぜか。ここに再度、「伝統的会計理論」に対する不徹底な認識をみるのであり、この点こそが、事態を混沌へと導いているのである。

木村重義は、会計について「会計は経営活動についての貨幣額による計算・記録・表示の体系である。」><sup>(66)</sup>としたうえで、伝統的財務会計の理論として、以下の3つを示している。表題、命題の順で記せば、<原価の原則「資産の価値はその取得原価額を指標として表現される。」… 予見の原則「将来実現すると予測される特定の事実が、ある年度の経営活動の結果であるならば、それはその関係において当該年度に予見される。」… 慎重の原則「判断の困難は保守的に処理される。」><sup>(67)</sup>である。

もちろんのこと、この3つの原則は、原価主義会計についてのいずれも資産評価に関するものであり、これらはそれぞれが有機的に関連しあう関係のものである。もし、時価主義会計になれば、これら三原則は、いずれも消滅することになる関係にある。さらに木村は、<物の価値は…市場機構を通じて種々の財貨に市場価格が成立し、それは多くの経済主体の価値判断による行為・結果である。… かくて市場価格を成立させる市場評価の結果である価値を客観的価値、それをもたらす市場参加者・各個の主体的評価における価値判断の基礎を主観的価値と呼ぶことができる。… 会計がいずれの価値を原理的であるとして資産評価、同時に損益計算をするかによって、時価主義会計と原価主義会計とに区別されるのである。前者は客観的価値会計であり、後者は主観的価値会計である。><sup>(68)</sup>としている。

さて伝統的会計を不足として出発したIFRSは、どの



ような資産評価体系をとっているのでしょうか。北村啓子は、その著「財務報告における公正価値測定」中、公正価値測定の意義とその展開、の冒頭つぎのようにのべている。〈公正価値（fair value）とは何か。これがわれわれを悩ませた最大のテーマである。それは、取得原価、正味実現可能価額、取替原価、割引現在価値と並ぶ測定属性なのか。あるいはこれら測定属性とは別個の評価額を意味するような包括的概念なのか。…取得原価や再調達原価が公正価値を形成する場合もあれば、近年の利益に関する資産負債観のもとで要求されるように、正味実現可能価額や割引現在価値が公正価値として考えられる場合もある。〉<sup>(69)</sup>と。

何故、これほどまでに多様な評価がなされるのでしょうか。それは一に、会計目的によると考えられる。〈…上場企業などの大企業が、資本市場を通じて経済全体に大きな影響を持つようになるにつれ、投資家保護を通じた資本市場の機能促進による経済発展が重視され、投資意思決定のための有用な情報の提供が、財務報告の主目的として位置づけられるようになった。この財務報告の目的規定は、世界の主要な会計基準である国際基準・米国基準・日本基準に共通している。〉<sup>(70)</sup>のである。そうであるならば、その資産評価は、最も客観的な評価方法に貫かれていなければ、その目的は達成されるはずはないのである。それがなされておらず、前述（北村稿）のごとき、各種測定属性ないし概念をもつ価値が生ずるということは、それによる資産評価は主観的であるとしなければならず、その主観性こそがむしろ問われなければならなくなる。

〈時価は会計事実であるということは時価主義会計の主要な原理であって、したがって、市場価格がありえないならば資産も認識され得ない。つまりは、このばあい、繰延資産や「引当金」も存在しないし、それに関する費用繰延益や引当損も存しない … 時価主義会計は予測しない点で原価主義と異なり、予測の不確実性に悩まされることがないのは大きな利点である。原価主義会計についてしばしば非難めいた評価がなされる保守主義は無用となり、低下主義は消滅する。〉<sup>(71)</sup>ところが現実には、IFRSでは、多くのIASをもってこれ

らを規定しているのである。この会計は一体、どのような会計なのであるか。

最後に、IFRS導入と「連単分離」問題について考察したい。IFRSが、このように展開してくると、会社法ないし税法はこれにどのように対応すべきかという大きな問題を抱えることになる。

会社法上は、経営状況表示上の機能に大きな期待がもてないとする、ことに分配可能額計算上の対応に充分配慮しなければならないことになる。この側面についても、1つはIFRS適用についての、連結計算書と単体計算書の分離問題と、他の1つはその両者にわたる「分配可能利益額」計算方法についての問題であろう。

弥永真生は、これら諸点を総合的に勘案し、次のように述べている。〈…会社法が定める分配規制は、基本的には単体の計算書類上の剰余金の額を基礎とすることに着目するならば、連単分離を行い、連結財務諸表のみにIFRSとのコンバージェンス後の基準を適用することを求め、または許容するというのが短期的には受け入れられやすい戦略であるということもできる。〉<sup>(72)</sup>と。

これを会計理論面から解釈すれば、本稿でも再三ふれたとおり、会社法による計算体系は主観主義会計による一貫した体系をもつがゆえに、相応の信頼性ある会計体系であると評価し得る。それによって、従前どおりの機能が発揮されるはずである。

一方、IFRSは客観的会計への途上の会計体系であって、分配可能利益算定においても、未だ社会的な信任を得ている状況ではないと思われる。これは、弥永の示す、[図表]欧州諸国における連結と単体との分離<sup>(73)</sup>に如実に反映されている。

IFRSは、より一層の（伝統的主観的会計とは対立する）客観的会計体系へと進むべきであり、そのための困難な資産評価は、国家の専門部署に委ねるべきである。そして、何よりも分配可能利益計算体系は、たとえその表示は簡略であろうとも、合理的な体系を維持し続けねばならない。

引用文献

- (1) 西尾 孝『英文分析法 (図解式英文解釈法)』吾妻書房、1956年。
- (2) A.W.Medley T.Murai Y.Iida『THE NEW ART of ENGLISH COMPOSITION』Taibundo ,1955,BOOK ONE, BOOK TWO.
- (3) 竹村 覺訳注『STRANGE STORIES ハーン：奇談』開拓社、1956年。
- (4) 朱牟田夏雄訳注『SHERLOCK HOLMES SERIES-2 ポスコム平の秘密他一篇』研究社、1958年。
- (5) 沼田嘉穂『簿記教科書 56版』同文館出版、1958年。
- (6) 不破貞春『会計理論の基礎』中央経済社、1961年。
- (7) 佐々木吉郎『経営経済学への道』中央書房、1955年。
- (8) 佐々木吉郎『新版 経営経済学総論』中央書房、1972年。
- (9) 島崎規子・沼中 健『実例と演習で学ぶ経営分析入門』中央経済社、2009年、58頁。
- (10) 拙稿「運転資本の管理」水越 潔編著『目で見える会社財務』泉文堂、1992年、196～197頁。
- (11) 拙稿「帳簿・伝票」森藤一男『教養簿記 (増補版)』東京経済情報出版、1999年、183～200頁。
- (12) 渡辺正道『最新段階式 簿記検定問題集 全商1級会計三訂版』実教出版、29頁。
- (13) 片野一郎『貨幣価値変動会計 (第二版)』同文館出版、1969年。
- (14) 千種義人『新版 経済学入門』同文館出版、1966年。
- (15) 田杉 競編著『経営管理総論』有斐閣、1966年。
- (16) 太田哲三『新稿 会計学』千倉書房、1966年。
- (17) 水越 潔『証券資本集中論』泉文堂、1965年。Arthur Stone Dewing, *The Financial Policy of Corporations*, 5th ed. Ronald Press Company (1953) 併読。
- (18) 今村成男『経営学概論 (新版)』弘文堂、1966年。
- (19) 同上書、16頁。
- (20) 三木寿夫『教師よどこへー人間不在の教育ー』くろしお出版、1965年。
- (21) 木村重義「インフレ会計の目的」『税経通信』税務経理協会、1977年、12月号、5頁。
- (22) 田崎清忠『英語会話アメリカの生活とことば』日本放送出版協会、1967年。
- (23) 三代川正一『租税法概論』文雅堂、1960年。
- (24) 高宮 晋『現代経営学全集第1巻 現代の経営』ダイヤモンド、1970年。
- (25) 片野一郎、『インフレーション会計の焦点』国元書房、1959年。
- (26) Claude S. Jeoge, Jr. *The History of Management Thought*, Prentice -Hall,1968.
- (27) 神戸大学会計学研究室編『第6版 会計学辞典』同文館出版、88頁、2007年。
- (28) 今村成男、前掲書、13頁。
- (29) 同上書、17頁。
- (30) 同上、39頁。
- (31) 水越 潔編著『目で見える会社財務』泉文堂、187頁、1996年。
- (32) 今村、前掲書、197頁。
- (33) 水越、前掲書、目で見える会社財務、186頁。
- (34) 木村重義『会計総論』同文館出版、7頁、1976年。
- (35) 同上書、16頁。
- (36) 片野、前掲書、インフレーション会計の焦点、6頁。
- (37) 同上書、4頁。
- (28) 片野、前掲書、貨幣価値変動会計 (第二版)。
- (39) 片野、前掲書、インフレーション会計の焦点、22頁。
- (40) 同上書、24頁。
- (41) 日銀統計局、物価年報 (昭和43年版) 参照。
- (42) 1960年、法律第11号。
- (43) 神戸大学会計学研究室編『第6版 会計学辞典』同文館出版、2007年、576頁。
- (44) 1954年、法律第142号「企業資本充実のための資産再評価等の特別措置法」
- (45) 1951年、法律第143号「株式会社の再評価積立金の資本組入に関する法律」
- (46) 酒井文雄『再評価剰余金論 (わが国の資産再評価)』国元書房、1968年、58頁。
- (47) 拙稿「[再評価三法]の提起した財務的諸問題」『経理知識』明治大学経理研究所、1976年、第55号、106頁。
- (48) 木村重義稿「インフレ会計の目的」『税経通信』1977年、12月号、4～5頁。
- (49) 木村重義稿「時価主義会計の趣旨と原理」『会計』森山

- 書店、1977年、9月号、112巻3号、59頁。
- (50) 拙稿「維持すべき資本内容と費用評価基礎との関連」『目で見える会社財務』泉文堂、1992年、209頁。
- (51) 不破、前掲書、実質的費用保障構造としての会計、230頁。
- (52) 葛村剛雄稿「資本と利益の概念」『税経セミナー』税務経理協会、1985年、10月号、5頁。
- (53) 同上稿、6頁。ならびに葛村剛雄『会計学一般原理』白桃書房、1991年、142頁、参照。
- (54) 桜井久勝「財務会計のイノベーションの回顧と展望」『会計』森山書店、2014年、第185巻、1号、1～15頁、ならびにAmerican Accounting Association, *A Statement of Basic Accounting Theory* (1966) を参照。
- (55) 同上稿、3頁。
- (56) 同上、4頁、図表-1。
- (57) 同上、7～8頁。
- (58) 同上、7頁。
- (59) 同上、8～9頁。
- (60) 辻山栄子稿「修正基準をめぐる課題」『企業会計』中央経済社、2014年、11月号、40頁。
- (61) 同上稿、41頁、[図]企業会計をめぐる2つのモデル。
- (62) 同上、同頁。
- (63) 木村重義「時価主義会計における時価の意味」『会計ジャーナル』日本公認会計士協会、1978年、12月号、12頁。
- (64) 同上稿、10頁。
- (65) 辻山、同上稿、41頁。
- (66) 木村重義、会計総論、7頁。
- (67) 同上書、同頁。
- (68) 同上、45～46頁。
- (69) 北村啓子編著『財務報告における公正価値測定』中央経済社、2014年、1頁。
- (70) 桜井、前掲稿、3頁。
- (71) 木村、前掲稿、時価主義の趣旨と原理、56頁。
- (72) 弥永真生「会社法上の計算書類、分配規制の影響」『企業会計』中央経済社、2015年、第67巻、2月号、26頁。
- (73) 同上稿、28頁。

## 参考文献

- ・木村重義『体系会計学事典』ダイヤモンド社、1970年。
- ・葛村剛雄『体系会計財務論』中央経済社、1991年。
- ・葛村剛雄『会計学一般原理』白桃書房、1991年。
- ・桜井久勝『財務会計講義（第14版）』中央経済社、2013年。
- ・桜井久勝『財務諸表分析（第4版）』中央経済社、2010年。
- ・桜井久勝『テキスト国際会計基準』白桃書房、2010年。
- ・神戸大学IFRSプロジェクト『国際会計基準と日本の会計実務』同文館出版、2008年。
- ・佐藤信彦『国際会計基準制度化論（第二版）』白桃書房、2008年。
- ・岩崎 勇『純資産会計の考え方と処理方法』税務経理協会、2007年。
- ・浦崎直浩『公正価値会計』森山書店、2003年。
- ・渡邊 泉編著『歴史から見る公正価値会計』森山書店、2013年。
- ・平松一夫監修『IFRS国際会計基準の基礎（第3版）』中央経済社、2013年。
- ・長谷川茂夫『IFRS会計講義』中央経済社、2014年。
- ・斎藤静樹『資産評価の研究』東京大学出版会、1984年。
- ・福井義高『会計測定の再評価』中央経済社、2008年。
- ・中央経済社編『企業会計小六法（2014年版）』中央経済社、2014年。
- ・安藤英義他編『会計学大事典 第5版』中央経済社、2007年。
- ・神戸大学会計学研究室編『第6版 会計学辞典』同文館出版、2007年。
- ・International Accounting Standards Board, *International Financial Reporting Standards (IFRSs) and interpretation as at January 2013*, 国際会計基準委員会財団編、企業会計基準委員会訳監修『国際財務報告基準 (IFRSs)』中央経済社、2013年。